

議案第 36 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 3 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正により、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得基準額の改定その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第11条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第15条の6中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第15条の6の10中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第15条の12中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第19条第1項中「510,000円」を「520,000円」に改め、同項第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改め、同条第3項中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項中「510,000円」を「520,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 11 条の 3、第 15 条の 6、第 15 条の 6 の 10、第 15 条の 12、第 19 条第 1 項、同条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(保健事業)</p> <p>第 8 条 本市は、<u>法第 72 条の 5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 9 条～第 11 条の 2 省略</p> <p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、<u>法第 81 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)</u>の納付に要する費用の額、<u>同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定によ</u></p>	<p>(保健事業)</p> <p>第 8 条 本市は、<u>法第 72 条の 4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 9 条～第 11 条の 2 省略</p> <p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 26 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合には、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、<u>保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費</u>の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))</p>

る拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に関する事務を含む。次号において同じ。))の執行に要する費用を除く。))の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。))の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。))を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))、法第72条の5の規定による負

並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に関する事務を含む。次号において同じ。))の執行に要する費用を除く。))の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。))の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。))を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))、法第72条の4の規定による負

担金、法第 74 条の規定による補助金、法第 75 条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 81 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び法附則第 7 条第 1 項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額

(3) 省略

第 12 条～第 15 条の 5 の 2 省略

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、520,000 円を超えることができない。

第 15 条の 6 の 2～第 15 条の 6 の 9 省略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、170,000 円を超えることができない。

第 15 条の 7～第 15 条の 11 省略

(介護納付金賦課限度額)

第 15 条の 12 第 15 条の 8 の賦課額は、160,000 円を超えることができない。

第 16 条～第 18 条 省略

(保険料の減額)

第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対し

担金、法第 74 条の規定による補助金、法第 75 条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び法附則第 7 条第 1 項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額

(3) 省略

第 12 条～第 15 条の 5 の 2 省略

(基礎賦課限度額)

第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、510,000 円を超えることができない。

第 15 条の 6 の 2～第 15 条の 6 の 9 省略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、160,000 円を超えることができない。

第 15 条の 7～第 15 条の 11 省略

(介護納付金賦課限度額)

第 15 条の 12 第 15 条の 8 の賦課額は、140,000 円を超えることができない。

第 16 条～第 18 条 省略

(保険料の減額)

第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対し

て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 520,000 円 を超える場合には、520,000 円)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 260,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数で乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 470,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数で乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は

て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 510,000 円 を超える場合には、510,000 円)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 245,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数で乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 450,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数で乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は

第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「520,000 円」とあるのは「170,000 円」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 8」と、「520,000 円」とあるのは「160,000 円」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 11」と読み替えるものとする。

第 19 条の 2～第 32 条 省略

附 則

第 1 条・第 2 条 省略

第 3 条 省略

第 4 条 省略

第 5 条 省略

第 6 条 省略

第 7 条 省略

第 8 条 省略

第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「510,000 円」とあるのは「160,000 円」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 8」と、「510,000 円」とあるのは「140,000 円」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 11」と読み替えるものとする。

第 19 条の 2～第 32 条 省略

附 則

第 1 条・第 2 条 省略

(平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第 3 条 平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度における第 11 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「、法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金その他」とする。

第 4 条 省略

第 5 条 省略

第 6 条 省略

第 7 条 省略

第 8 条 省略

第 9 条 省略